

交 運 甲 達 第 1 0 号
令 和 3 年 1 0 月 2 9 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における免許用写真の基準について

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する申請用写真、仮運転免許証、運転免許証及び国外運転免許証の写真について、別添のとおり「福井県警察における免許用写真の基準」を定め、令和3年11月1日より実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察における免許用写真の基準

1 目的

この基準は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）に規定する写真の要件について、個別具体的な例を挙げ、申請用写真、仮運転免許証、運転免許証及び国外運転免許証の写真（以下「免許用写真」という。）の基準を定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

免許用写真については、府令に規定する写真の要件を満たすものであることを前提とし、その上で、容姿等、要件と相違がある部分については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本的な考え方とする。

3 具体的な例

具体的な例を以下に示すが、許容できないと示されている場合であっても、基本的な考え方に基づいて運転免許課長が個々に判断できるものとする。また、以下の例に示されていない場合も同様とする。

(1) 許容できるもの

- ア 帽子、スカーフ、布等で頭や顔を覆っているが、医療上又は宗教上の理由がある場合で、顔の輪郭が分かる程度に頭部を覆っている場合は許容する。
- イ ヘアーバンド、カチューシャ等の装飾品を使用しているが、頭部全体を覆うような太いものや過大なものでなければ許容する。
- ウ 正面を向いていないが、両耳が見えていれば許容する。
- エ 上三分身より大きいが、鎖骨のラインが見えていれば許容する。
- オ 上三分身より小さいが、顔の大きさが縦の長さの半分以上あれば許容する。
- カ 口が開いているが、医療上等の理由がある場合は許容する。
- キ 色彩が強い眼鏡・サングラスを使用しているが、医療上等の理由がある場合で、目の識別をすることができる範囲内において使用している場合は許容する。
- ク 目線が正面を向いていないが、医療上等の理由がある場合は許容する。
- ケ 免許条件によらず、眼鏡、補聴器等を使用しているが、その者が日常生活の容姿としている場合には、許容する。
- コ 写真に汚れ、傷、色むら、退色等があるが、個人識別ができる場合は許容する。
- サ 写真が明るすぎる、又は暗すぎるが、個人識別ができる場合は許容する。
- シ 顔が中心よりずれている、又は傾いているが、医療上等の理由がある場合は許容する。

(2) 許容できないもの

- ア 背景の色が極端な原色（赤色、黒色等）又はグラデーションがある。
- イ 背景と同化して顔・体の輪郭が不鮮明である。
- ウ 顔に陰影がある。
- エ 頭や顔の一部が写っていない。
- オ 顔が中心よりずれている、又は傾いている。

- カ 目を開きすぎている、又は閉じている。
- キ 眼鏡のフレームやレンズが光って目が隠れている。
- ク 衣類や髪の毛等で顔の輪郭や目が隠れている。
- ケ 目の色や大きさが変わるカラーコンタクト等を装着している。
- コ 笑っている等、通常表情と著しく異なっている。
- サ 申請用写真が、現在の容姿と著しく異なっている。
- シ イヤホン、ヘッドホン等を装着している。
- ス 写真を加工している。
- セ 写真用紙以外に印刷している。
- ソ 裏面に記入した文字が透けている。
- タ ピントが合っていない。